

○東京芸術大学芸術情報センター等利用細則

〔平成15年3月27日〕
制 定

改正 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京芸術大学芸術情報センター規則第10条の規定に基づき、東京芸術大学芸術情報センター（以下「センター」という。）及び東京芸術大学キャンパス情報ネットワークシステム（以下「アカンサス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の資格)

第2条 センター及びアカンサスを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員及び職員（非常勤職員を含む。）
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が認めた者

(利用の申請)

第3条 前条各号に掲げる者がセンターを利用する場合は、あらかじめ所定の利用申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前条第3号に掲げる者がアカンサスを利用する場合は、あらかじめ所定の利用申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第4条 センター長は、前条の申請があったときは、当該利用が適当であると認める者に限り、利用を許可する。

2 センター長は、前条第1項の申請により利用を許可した者に対して、利用者番号を与える。

(変更の届出等)

第5条 センター長に利用申請書を提出した者でセンターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、申請書に記載した事項について変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出るものとする。

(目的外利用の禁止)

第6条 利用者は、許可された目的以外にセンターを利用し、又は自己の利用者番号を他の者に利用させてはならない。

(著作権法等の遵守)

第7条 利用者は、センターの利用により発生する著作権に関して、著作権法等を遵守するものとする。

(利用の制限)

第8条 センター長は、利用者に対して、使用できるシステム資源を制限することができる。

(利用状況の届出等)

第9条 利用者は、センターの利用を終了し、又は中止したときは、速やかにセン

ター長に届け出なければならない。

2 センター長は、利用者に対し、センターの利用に係る事項について必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(利用の許可の取り消し等)

第10条 利用者がこの細則若しくはセンターの指示に従わない場合、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせた場合、センター長は、その者の利用の許可を取り消し、又はセンターの利用を一定期間停止することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を負担しなければならない。

(ネットワーク機器の接続、変更及び廃止の申請)

第12条 アカンサスを利用するため、次に掲げる機器を接続する場合は、所定の申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

(1) ネットワークプリンタ

(2) サーバとなっているコンピュータ等

(3) 無線ネットワークの基地局

(4) その他固定登録番号を必要とする機器

2 前項により許可を受けた者を設置責任者とする。

3 設置責任者は、許可を受けた後に申請事項について変更をしようとするときは、センター長に所定の申請書を提出しなければならない。

4 設置責任者は、ネットワーク機器を廃止するときは、所定の届出書をセンター長に提出しなければならない。

(ネットワークシステムの変更)

第13条 アカンサスに支線ネットワークを接続し、又は独立ネットワークを構築する場合には、あらかじめセンター長に届け出て、許可を受けなければならない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センター及びアカンサスの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学ネットワーク利用細則（平成7年7月13日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。